

宜野座中学校

生徒育成費（「PTA 派遣費積立金」名称の変更）設置に関する規定

（目的）

第1条 この規定は、宜野座中学校 PTA 会則第 25 条（2）の『生徒育成費（PTA 派遣費積立金）』に関することについて定めるものとする。

（趣旨）

第2条 趣旨は以下の（1）、（2）のとおりとする。

- （1） 本校の生徒及び教師、監督・コーチ等が、国頭地区または沖縄県を代表して、地区外の県大会や他府県に派遣されるときに、激励金もしくは派遣費の一部または全部を補充することを目的として活用する。
- （2） 部活動に所属していない生徒も学校活動や PTA 活動を通して、学問や心身の成長、個性の伸長を図ることを目的に幅広く活用する。

（生徒育成費）

第3条 PTA 会員（保護者、教職員）は、PTA 徴収金とは別に上記の目的及び趣旨のもと、生徒育成費を納めなければならない。費用は一世帯あたり年間 2,500 円とする。

（管理）

第4条 生徒育成費は、金融機関の預金方法により保管する

（交付条件）

第5条 交付条件は以下の（1）、（2）のとおりとする。

- （1） 県予選を勝ち抜き、県を代表する運動部競技、文化部大会やコンテスト等とし、同一競技や部活動であっても競技・大会等が離島の場合も同様とする。
- （2） 本校に在籍するすべての生徒のために本育成費を有意義に活用することで、学問や心身の成長、個性の伸長につながる活動については、PTA 役員会で協議し、支給を決定する。

（交付申請）

第6条 前項に該当する部団体や生徒または、生徒のために活動する団体は、指定する様式で、会長宛申請書を提出する。それに基づいて、激励金もしくは補助金としてそれぞれの団体に交付する。

（会計処理）

第7条 交付金の残高は、そのまま積み立てるものとする。

（その他）

第8条 その他この規定に定めていないことについては、PTA 会長と学校長が協議して決定する。

附記

- この規定は PTA 運営委員会で審議し、評議委員会の承認を得て実施する。

付則

- 1 この規定は、昭和 61 年 5 月 17 日から施行する。
- 2 この規定の制定前に積立てた積立金は、この規定によって積立てたものとみなす。
- 3 この規定は、平成 27 年 5 月 22 日に改正し、同年 5 月 22 日より実施する。
- 4 この規定は、平成 30 年 5 月 18 日に改正し、同年 5 月 18 日より実施する。
- 5 この規定は、令和 3 年 11 月 22 日に改正し、同年 11 月 22 日より実施する。